

立て松を用ひず、又三日松をたき木とせず、姉がさき明神雄神遠遊して歸らず、まつはつらきと怨み給ひしより、松を神の忌せ給ふとてなむ。

〔守貞漫稿 二十六〕正月十五日、十六日、俗ニ小正月ト云、○中 京坂トモニ、十五日ニ門松注連繩ヲ

取除ク也、江戸モ昔ハ今日ナリ、大坂ハ門松注連繩ノ類ヲ、諸所川岸等ニ集メ積テ、十六日ノ曉前ニ焚之テ、左義長ノ義ヲ表ス、焚之ヲ坂俗ハトンドト云也、十四五日頃ニハ、小戸貧民ノ男童等、藁筵ノ兩邊ニ竹ヲツケ、四人ニテ擔之、坊間諸戸ヲ廻テ、門松繩等ヲ乞フ也、多ク集ムヲ功トシ、少キヲ耻トス、年來ノ習風ニテ、何レノ時ヨリ如此歟、彼童等乞之詞、オエサン、ダナサン、シメナワクダンセト、トンドヘアゲルト同音ニ呼ビ巡ル、御家ハ人ノ妻、御家様、旦那様、シメナワ被下、頓度ニ上ルト云也、トシト字失念ス、又彼童等、十五日ニ至レバ、得之コト鮮キヲ愁トシ、九、十日頃ヨリ、或ハ強テ乞之、或ハ夜中ニ忍テ取之、故ニ官ヨリモ禁之、又坊長ヨリモ下ノ如ク、木戸其他ニモ張紙セリ、

御法度

貪之ト雖ドモ、唯多キヲ功ト

門松注連繩猥に

シ興ズルノミ、錢等ヲ添加ニ

取はずすべから

非ズ、

ず

〔諸國圖會〕年中行事大成正一見、十四日歳越 今日より、元日建る所の松竹注連飾を取拂ひ、明朝の小豆粥をたき、又爆竹に焼く、○中 また削かけをさす、

〔東都歳事記正一見〕十四日 家々注連を取拂ひ、軒端門口等へ削掛を下る、削かけは、廿日より前に

思ふ、

〔守貞漫稿 二十六〕正月十五日○中 同日江戸武邸門ノ兩柱ニ、割薪ニ圖ノ如ク○圖 墨ヲヒキ建